

教 生 学 第 3 5 1 号  
令和元年（2019年）7月5日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

海水浴に伴う事故防止等について（通知）

このことについて、北海道環境生活部長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

道内においては、遊泳中などに溺れて、死亡する水難事故が毎年発生し、極めて憂慮すべき状況となっていることから、気温の上昇等に伴い、児童生徒が海水浴場に出向いたり、水辺で活動したりする機会が増加するこの時期に、各学校において、改めて、水難事故の未然防止等について指導することが重要です。

つきましては、各学校において、標旗、うき等によって区画された遊泳区域内で遊泳することなどを示した別紙「海水浴場利用者の心得」を参考に指導するなどして、海水浴に伴う事故の未然防止に万全を期すようお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）



スポーツ第 442 号  
令和元年(2019年)7月1日

海水浴場等対策連絡会議構成員 様

北海道環境生活部長

海水浴に伴う事故防止等について（依頼）

海水浴に伴う事故防止等につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本格的な海水浴シーズンを迎えるに当たり、道民の皆さんが安全に海水浴を楽しめるよう、各（総合）振興局長及び各市町村長あてに別添のとおり事故防止について通知しましたので、貴職におかれましても、特段の御配慮をお願いします。

（参考）

全道の海水浴場開設状況（道のホームページに掲載）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ssk/sports/kaisuiyoku1.htm>

スポーツ局スポーツ振興課 スポーツグループ 担当：渡邊 TEL：011-204-5209
--

## 海水浴場利用者の心得

- 1 標旗、うき等によって区画された遊泳区域内で遊泳しましょう。
- 2 かならず準備体操を行い、身体を濡らしながら水に入りましょう。
- 3 次のような状況のときは、遊泳しないようにしましょう。
  - (1) 開設者が定めた利用時間外（夜間、早朝）であるとき。
  - (2) 開設者が、遊泳することは危険又は不適當と認め、遊泳を禁止したとき。
  - (3) 体調が悪いとき。
  - (4) 酒類を飲んだとき。
- 4 遊泳区域を表示する標旗、うき等を移動したり、壊したりしないようにしましょう。
- 5 離岸流（海岸に打ち寄せられた海水が沖に戻る強い流れ）に流されたら、あわてずに海岸と平行に泳ぎ、流れから離れましょう。
- 6 他人の迷惑となる行為をしないようにしましょう。
- 7 幼児や児童には、必ず親等保護者が同伴しましょう。
- 8 ごみは、所定の場所に持って行くか、家庭に持ち帰りましょう。
- 9 魚貝類を採取しないようにしましょう。
- 10 遊泳区域内に、ヨット、サーフボード、モーターボート、水上オートバイその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼす恐れがあるものを乗り入れないようにしましょう。
- 11 モリ、水中銃等を使用しないようにしましょう。
- 12 危険な遊技等をしないようにしましょう。
- 13 公衆の安全、衛生及び風紀を損なうような行為をしないようにしましょう。
- 14 貸ボートを利用するときは、その事業者の指示に従うとともに、事故防止に細心の注意を払いましょう。
- 15 海水浴場に自動車で出かけるときは、交通の混雑が予想されるので、特に交通事故防止に努めましょう。
- 16 飲酒運転は重大な犯罪です。飲酒が予想される場合は、帰りの交通手段を確認してから出かけましょう。また、周りのみなさんも運転手が飲酒することのないよう注意しましょう。